

## 総合教育センター紀要『総合学術研究』投稿規程

### (目的等)

**第1条** 帝京科学大学（以下、「本学」という。）の理念及び研究教育に関する学術研究を広く発信することにより、本学の教育理念及び教養教育を深化・発展させ、また成果を社会へ還元することを目的として、帝京科学大学総合教育センター紀要「総合学術研究」（以下、「紀要」という。）を年1回（10月）発行する。

2 紀要の英文は、「Bulletin of Center for Fundamental Education Teikyo University of Science」とする。

3 紀要の編集及び発行は、本規程の定めるところによる。

### (投稿資格)

**第2条** 紀要に投稿できる者は、下記のとおりとする。

- (1) 本学の常勤及び非常勤の教職員（退職者を含む）並びに本学大学院生
- (2) (1)に定める者を代表著者とする者
- (3) その他、編集委員会（以下、「委員会」という。）が必要と認めた者

### (原稿の種類)

**第3条** 紀要に投稿できる原稿の種類は、下記のとおりとする。

- (1) 総説  
特定の主題について最近の研究成果を広い視点から整理、位置づけし、その研究の流れの理解に資するもの
- (2) 原著論文  
他の学会誌等に未発表のものとし、主題にそって行われた実験・調査の報告であり、独創的かつ新事実を含み、新たな科学的知見をもたらすもの
- (3) 研究ノート  
先行論文のまとめ、調査・研究・開発の部分的まとめ、立証をもう一步進める必要がある斬新な発想、又は、資料として今後の研究に有効と判断されるもの
- (4) 研究・教育・社会活動の報告  
本学における研究・教育・社会活動の報告で、記録にとどめ情報を共有する価値のあるもの
- (5) 事業報告等  
本学における研究・教育事業の報告
- (6) エッセイ等  
比較的自由的な形式と内容の論考、新しい発想やユニークな構想に基づく論考、又は研究ノートや原著論文につながる可能性のある論考と判断されるもの

### (原稿の体裁)

**第4条** 原稿は和文又は英文とする。原稿はワープロを使用し、A4判（上下左右に各

20mm の余白) に 12 ポイントで 1 行 40 字 (英文は space を含め約 80 字)、36 行の横書きとする。原稿は電子媒体で提出する。使用するワープロソフトは MS-WORD、テキストファイルのいずれかとする。

#### (原稿の長さ)

第 5 条 原稿の長さはいずれも原則として、図・表を含み下記のとおりとする。

- (1) 「総説」 原稿 15 ページ以内 (刷り上がり 10 ページ以内)
- (2) 「原著論文」 原稿 18 ページ以内 (刷り上がり 12 ページ以内)
- (3) 「研究ノート」 原稿 9 ページ以内 (刷り上がり 6 ページ以内)
- (4) 「研究・教育・社会活動の報告」 原稿 12 ページ以内 (刷り上がり 8 ページ以内)
- (5) 「事業報告」 原稿 9 ページ以内 (刷り上がり 6 ページ以内)
- (6) 「エッセイ」 原稿 6 ページ以内 (刷り上がり 4 ページ以内)

#### (原稿の形式)

第 6 条 下記の (1) ~ (5) を番号順に配列し、表題ページを 1 ページとしてページ番号を付ける。

##### (1) 表題ページ

提出原稿の表題及び英文表題、著者名、所属、key word を記載する。

共著の場合は所属が対応する様、左肩に通し番号をつけて併記する。

例：<sup>1</sup>科大太郎 <sup>2</sup>帝京次郎

<sup>1</sup>帝京科学大学 <sup>2</sup>帝京大学

著者名の英文表記は、最初に名、ついで姓の順序とする。姓はすべて大文字とし、名は頭文字だけを大文字とする。姓と名の間には comma は付けない。

例：「科大太郎」は「Taro KADAI」とする。

総説および原著論文には英文および和文による 5 語 (words) 以内のキーワードを記載する。研究ノート、研究・教育・社会活動の報告、事業報告、エッセイには和文による 5 語以内のキーワードを記載する。

##### (2) 英文抄録

総説、原著論文には、本論が和文、英文であるかに関わらず、250 words を目安とし英文抄録 Abstract を付ける。

##### (3) 英語論文

英語論文には和文表題および 800 字程度の和文抄録をつけ、原則としてネイティブのチェックを受けたのち投稿する。

##### (4) 図・表・写真

図・表・写真は本文中に挿入し、記載の順序に番号を付ける。

例：和文の場合 図 1, 図 2, ... ; 表 1, 表 2, ...

英文の場合 Fig.1, Fig.2, ... ; Table 1, Table 2, ...

番号の位置は、図の場合は図の下部、表の場合は表の上部とする。

図・表に対する注は、図・表ともに図・表の下部とする。

(5) 文献引用

文献引用については以下の書式に従う。

本文中に引用順に番号を付け、該当箇所には片括弧付きの上付き数字で示す。

例：1編の場合... である<sup>1)</sup>

2編の場合... であった<sup>2,3)</sup>

3編の場合... であろう<sup>4-6)</sup>

本文末尾に参考文献の項を建て、本文中の引用順に1., 2., 3., ...と番号を付け、下記の形式で列記する。

著者は全著者名を表記する。

① 雑誌

著者名：表題、雑誌名(略称を用いる、斜体あるいは下線で表示)、巻(号)：ページ(先頭ページー最終ページ)、発行年(西暦)。

例：科大太郎, 帝京次郎, 平成三郎：高齢者の都市空間認識. 帝京科学大学紀要, 11(1)：55-59, 1999. T. Kadai, J. Teikyo, S. Heisei and S. Teidai：Simplification of optical disk cluster drive. IECE Trans. Electron., E80-C(9)：1149-1153, 1997.

② 書籍の中の論文

著者名：表題、書籍の編集者又は共著者、書名(斜体あるいは下線で表示)、出版社、出版地、発行年、引用論文のページ。

例：科大太郎：西欧科学受容の日本の特性. 平成三郎, 科大太郎, 帝京次郎(共著), 科大講座科学/技術と人間 9巻 思想としての科学/技術, 科大書店, 上野原, 1999, pp.29-57.

T. Kadai, J. Teikyo and S. Heisei：Ontogenetic analysis of brainstem mechanisms of ingestive activities in vitro. In：J. Teikyo and S. Heisei (eds.), Neurobiology of Mastication, Elsevier Science BV, Amsterdam, 1999, pp.312-326.

③ 書籍

著者名：書名(斜体あるいは下線で表示)、出版社、出版地、発行年。

例：科大太郎：コトバの壁ー外国人の目で読む日本文学, 科大書店, 上野原, 1996.

T. Kadai：Keats, Huut and the Aethetics of Pleasure, Palgrave, Basingstork, 2001.

一部を引用する場合は、引用箇所のページを書籍中の論文に準じて付記する。

(6) 注釈

注は、\*1,\*2のように\*を付した通し番号による上付き数字で示し、本文の後（参考文献の前）に【注】の項目を建て一括して記す。

例：…である\*1。

#### 【注】

1. 注は本文の後に一括して示す。

#### （投稿の締切）

第7条 締切りは別に定める。

#### （原稿の投稿）

第8条 紀要に投稿しようとする者は、委員会が定める期日までに、事務局教務課図書第1係に対し、委員会が指定する内容に従って論文を提出しなければならない。

#### （審査）

第9条 投稿された論文の審査は、査読者に対しては投稿者の氏名を、投稿者に対しては査読者の氏名を示さない方式（二重匿名審査方式）によって行う。

#### （論文掲載の可否）

第10条 投稿論文の掲載可否は編集委員会が決定する。委員会が必要と認めた場合は、原稿の体裁・内容などについて、委員会により指名された査読委員による査読を経て著者に修正を求めることがある。査読委員による査読は（原則として）2回までとする。

#### （二重投稿の禁止）

第11条 他の学術雑誌等に既に掲載された、もしくは投稿中のものと類似した内容の原稿は受け付けない。二重投稿が判明した場合には、論文採択が決定された後でも掲載を取り消す。

例：①同じ内容の和文と欧文の論文

②既発表の論文のデータ数や解析方法等を変えただけで、新たな結論が追加されていないもの。

#### （倫理指針）

第12条 人を対象とした研究については、本学の「人を対象とする研究倫理基準」の遵守及び個人情報保護等の倫理的配慮を考慮した上で行なわれたものであることを本文中に記載する。また、動物を対象とした研究については、動物の愛護及び管理に関する法律、環境省告示の「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」に従って実施されたものであることを本文中に記載する。本学以外で行なわれた研究の場合は、これに準ずるものとする。

#### （利益相反）

第13条 特定の企業や団体により依頼された研究や試験の場合は、研究実施者と関係する企業や団体との利害関係を開示する必要がある。応募時に、所定の用紙に利益相反の有無を記載し、編集委員会に報告する。利益相反がある場合には、その旨を論文末に記載する。

(校 正)

第14条 投稿者が自らの責任で初校校正を行い、再校以降は委員会に一任する。

- 2 初校校正は、原則として編集に関わる修正（誤脱字、句読点、図表の配置、軽微な表現の訂正など）のみを対象とし、大幅な修正・加筆は認めない。

(著作権等)

第15条 投稿された論文等の著作権は、本学に帰属するものとする。

- 2 本文の一部や図・表・写真等を他の著作物から転載したり、オリジナルを掲載したりする場合、著作権に関わる問題や法令上の手続きは、投稿者があらかじめ処理するものとする。それらについて問題が生じた場合は、その責は投稿者が負うものとする。
- 3 投稿者は、本学に対して、当該論文等の印刷、電子的記録媒体（CD-ROM、DVD-ROM等）への変換・複製、学内外への配布を原則として許諾するものとする。
- 4 投稿者は、本学及び本学が委託する機関等に対して、当該論文等の送信可能化・コンピュータネットワーク等での学内外への公開を原則として許諾するものとする。

(改 廃)

第16条 この規程の改廃は、委員会の議を経て行う。

附 則

平成30年1月17日制定

平成30年4月11日改定

平成31年1月30日改定